一般社団法人日本ウオーキング協会定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人日本ウオーキング協会(以下「本協会」という。) と称する。
 - 2 本協会の英文名称は、Japan Walking Association(略称「JWA」)とする。

(事務所)

- 第2条 本協会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
 - 2 本協会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。 これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、人間科学を研究し、主に人が持つ2足歩行の機能を活用し、学識者による研究成果品を根拠とし、健康運動としてのウォーキングならびに健康スポーツとしてのウォーキングの分野を核とするビジネスソリューションを以って、広く社会に貢献する使命を有し、健康促進事業、観光振興事業、あわせて商工発展などの事業を通じ、国、自治体、企業、団体法人、および国民に寄与し、豊かな人間社会づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、ウォーキングを手段として用い、目的に沿った分野毎に多様性をもって社会の要請に合致した以下の事業を行う。
 - (1) ウオーキングの実践活動と各種大会及びイベント、教室等の催行
 - (イ) 自治体を対象とした大会(国際大会含む)
 - (ロ) 企業を対象とした大会
 - (ハ) その他国の施策に沿った大会
 - (2) ウオーキングの普及活動の促進及び指導者の養成、認定、登録事業
 - (イ) 教育事業として広く人材を育成し普及活動の場を拡大
 - (ロ) 権威ある教材の開発
 - (3) ウオーキングに関する研究、開発、効果測定及び出版の事業と、これに関する情報発信

- (4) Web事業(DX)
 - (イ) インターネットによる情報の発信事業
 - (ロ)情報ネットワークの構築
 - (ハ) Web メンバー事業
 - (二) 会員に対する情報サービス提供とマッチング事業
- (5) その他広域交流・広報活動事業
 - (イ) ウオーキングを通じた自然保護思想及び環境保全意識の普及啓発事業
 - (ロ) ウオーキングを通じた国民の心身の健康増進事業
 - (ハ) 国、自治体との連携、協力による地方創生、コミュニティ活性化、観光・ 商工業発展に寄与する事業
 - (二) 加盟団体及び提携団体との連携、協力並びに支援
 - (ホ) 諸外国のウオーキング団体との交流
 - (へ) 実践、普及活動に資する教材及び物品の共同研究並びに販売(共同開発、商品・サービスの公認・認定・監修)
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については本邦及び海外において行う。

第3章 構成員

(法人の構成員)

第5条 本協会の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人法及び一般財団 法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

第4章 社員

(社員の責務)

- 第6条 社員は、当協会の最高意思決定機関である社員総会での議決権を有するとと もに、次の責務を負う。
 - (1) 当協会の目的を十分理解し、目的を達成するための事業を行っていくよう組織運営に積極的に関与する。
 - (2) 当協会の理事や監事が不正を行ったり不祥事を起こした場合、理事や監事の責任を追及し、協会の運営が正しく行われるよう努力する。
 - (3)社員のうち各ブロックを代表する社員においては、自ブロック内における都道府県協会会員の状況を随時把握するとともに、会員の意見を吸い上げ、必要なものは協会運営に反映させるよう努力する。また、協会の方針や施策を自ブロック内に分かりやすく報告し、自ブロック内で円滑に事業が進められるよう都道府県協会をサポートする。

(社員の数)

第7条 社員の総数は30以内とする。

(社員の資格)

- 第8条 社員は、第2章に掲げる本協会の目的及び事業に賛同し、次の資格のいずれか に該当する個人又は団体に限る。
 - ① ウォーキングを事業とし、本協会の主旨に賛同する都道府県協会会員をブロック 別に分け、その中で社員を希望する者
 - ② ウォーキングを研究開発していて、本協会との連携を希望する者
 - ③ ウォーキングによる市民の健康増進、観光促進、商工振興を目指す自治体及び第 三者機関で本協会との連携を希望する者
 - ④ ウォーキングによる健康経営を目指し、本協会との連携を希望する企業、団体等
- ⑤ ウォーキング関連団体で、本協会との連携を希望する団体
- ⑥ 本協会の理念に賛同し、保有する知見、財力をもって本協会を支援しようとする 個人または団体

(入社手続き)

- 第9条 本協会の社員は、次の手続きを経て決定される。
 - ①入社を希望する者は、理事会が定める入社申請書を代表理事宛に提出する。
 - ② 社員資格審査委員会で資格審査を行う。
 - ③ 審査結果を添えて社員総会に諮り、社員総会が承認する。

(経費の負担)

第10条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び 毎年、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。 但し、本協会 の会員規約に従った会費を納入している者はこの限りでない。

(任意退社)

第11条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいっても退社することができる。

(除 名)

- 第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当 該社員除名することができる。
 - (1) この定款その他のこの法人のガバナンス、コンプライアンスに関する規則に 違反したとき。また、公序良俗または法律等の社会規範に反したとき。

- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があると理事会が認めたとき。

(社員資格の喪失)

- 第13条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、そ の資格を喪失する。
 - (1) 第8条①の社員のうち、都道府県協会会員を退会したとき。
 - (2) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (3) 総社員が同意したとき。
 - (4) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 会員

(会員)

第14条 本協会は、社員とは別に、第2章に掲げる本協会の目的及び事業に賛同する会員を置く。

(会員の種別及び権利義務等)

- 第15条 本協会の会員は次の3種類とし、それぞれの会員の入会金、会費及び特典 や権利、義務等については別途理事会で定める会員規約によるものとする。
 - (1) 正会員
 - (2) 準会員
 - (3) 賛助会員

第6章 役員等

(役員の種別及び定数)

- 第16条 本協会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
 - 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事及び2名を常務 理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事 をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から 選定する。
- 3 監事は、本協会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務 を執行する。
 - 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決めた順次 により副会長がその業務にかかわる職務を代理し、又はその職務を行う。(代表 権の行使は除く)
 - 4 副会長は、会長を補佐し、理事会で別に定める職務分掌規定に基づきその職務 を分担執行する。
 - 5 専務理事は、理事会で別に定める職務分掌規定に基づきその職務を分担執行する。
 - 6 常務理事は、理事会で別に定める職務分掌規定に基づきその職務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事監事の賠償責任)

- 第20条 理事、監事はその任務を怠ったときは、法人法第111条第1項の賠償責任を 負う。
 - 2 前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任額から 法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。
 - 3 本協会は、理事(業務執行理事又は本協会の使用人でないものに限る。)又は監

事(以下、「非業務執行理事等」という。)との間で、 業務執行理事等の前項の賠償 責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約 を締結することができる。

4 本協会は、外部理事又は監事(以下、「外部役員等」という。)との間で、外部役員等の前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、20万円以上で本協会が予め定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(役員の任期)

- 第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終 のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は 監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、 出席した当該社員の議決権の過半数の議決により解任することができる。ただし、 監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができる。尚、具体的な支給基準及び額は、社員総会において 定めた総額の範囲内で、理事会において決定する。

(名誉会長及び相談役等)

- 第24条 本協会に名誉会長、相談役、フェロー等を置くことができる。
 - 2 名誉会長は1名以下、相談役は3名以下、フェローは1名以下とする。
 - 3 名誉会長及び相談役、フェローの役割は、代表理事の相談に応じることであり、本協会の審議や決議に直接加わるものではない。
 - 4 名誉会長及び相談役、フェローの委嘱及び解嘱は、理事会において任期および時期を定め決議する。
 - 5 名誉会長及び相談役、フェローの報酬は無給とする。但し、交通費は実費を支給す

第7章 社員総会

(社員総会の種類)

第25条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の構成)

第26条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

- 第27条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 社員の負担する経費の額
 - (2) 社員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) 並びにこれらの付属明細書 の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

- 第28条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

- 第29条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、 会長が招集する。
 - 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすること ができる。
 - 3 会長は、社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項 を記載した書面(又は電磁的方法)をもって開催日の1週間(書面表決を予定し ているときは2週間)前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第30条 社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(社員総会の議決権)

第31条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

- 第32条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席 した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の議決権の代理行使)

- 第33条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を 委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を 証明する書類を協会に提出しなければならない。
 - 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものと みなす。

(社員総会の議事録)

- 第34条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事のうち2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 理事会

(理事会の構成)

- 第35条 本協会に、理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(理事会の招集)

- 第37条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項にかかわらず副会長が理 事会を招集する。
 - 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができ、当該請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、第1項にかかわらず理事会を招集することができる。
 - 4 会長は、理事会を招集するときは、理事会の目的である事項及びその内容並び に日時及び場所を示して、開催日の少なくとも7日前までに各理事各監事に対し 文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、

その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会への報告)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項にかかわらず、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4か 月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならな い。

(理事会の議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

- 第43条 基本財産は、本協会の法人の目的である事業を行うために不可欠な財産と して理事会で定めたものとする。
 - 2 前項の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、本協会の目的 を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分する ときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 本協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、 理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了 するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所には5年間、また、従たる事務所 には3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従 たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものと する。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

- 第48条 本協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
 - 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続きについては、法人法第236条の規定に従い、基金の返還 を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。 (解散)

第50条 本協会は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに 規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社 員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(剰余金の分配禁止)

第51条 本協会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第52条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 本協会の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 委員会

(委員会)

- 第54条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、 委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が任期を定めて選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局

(設置等)

- 第55条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定

める。

第14章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第56条 本協会の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書
 - (7) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
 - 2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の 帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第9号までの書類及び帳簿は1年以 上保存しなければならない。

(施行細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附則1.

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事(会長)は、小栗 正光 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行なったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 令和6年6月25日の社員総会において改定決議された本定款の効力発生日は令和6年10月1日とする。

附則2.

- 1 2014年(平成26年)5月1日制定
- 2 2016年(平成28年)6月17日改定
- 3 2017年(平成29年)6月26日改定
- 4 2019年(令和元年)6月26日改定
- 5 2020年(令和2年)6月26日改定
- 6 2021年(令和3年)6月29日改定
- 7 2024年(令和6年)10月1日改定